

令和3年度 事業計画書

令和3年 4 月 1日から
令和4年 3 月31日まで

公益財団法人 真田山陸軍墓地維持会

令和3年度 公益財団法人真田山陸軍墓地維持会 事業計画書

1. 方針

今期は、前年度に続き近畿財務局と大阪市と連携を取り、墓碑の修復・保存、その他施設の整備に努める。各事業についても、諸施策を着実に推進する。

また、協力諸団体との連携を強化するとともに、ホームページなどの情報発信を充実し、当法人の事業目的の広報・普及に努める。

尚、今期についても新型コロナウイルスの感染拡大の場合は、前年度同様に各事業を縮小する。

2. 主要実施項目

(1) 慰霊祭の開催による戦没者の崇敬と世界の平和を祈念する思想の普及に寄与する事業

(公益目的事業1)

① 秋季慰霊祭の実施

○10月30日(土)に秋季慰霊祭を実施する。実施に当たっては遺族はじめ、地元国会・府議会・市会議員、陸上自衛隊、各種団体、一般市民、地元大阪市の近隣高等学校、中学校の生徒・教職員にも広く案内をし、戦没者の崇敬と世界の平和を祈念する思想の普及に努める。尚、慰霊祭当日の参加者のうち希望者に対し、墓地案内、墓地資料室での墓地の概要・展示内容に関する説明を行う。

また、慰霊祭前日には、各種団体や一般市民に協力を要請し、墓地の清掃と全墓碑への供花を実施する。

○慰霊祭当日の講演会の実施

慰霊祭当日、真田山旧陸軍墓地に関するテーマで、講演会を実施し、当墓地の歴史的価値の啓発・普及に努める。

○旧陸軍時代に第四師団の管理下にあった当墓地に関係のある、陸上自衛隊中部方面隊を中心とした自衛隊の災害派遣活動等の活躍の様子を写真パネルを展示し、慰霊祭参加者に紹介し、紛争や災害のない平和な国づくりと国を守ることの大切さを啓発する。

② 万灯会の実施

8月15日夕刻に各種団体や一般市民に広く案内をし、墓地埋葬者及び納骨堂に安置の納骨諸精霊に対する慰霊・追悼のため、全墓碑及び納骨堂の前にローソクを灯し、万灯供養を実施する。

③ 諸団体が実施する慰霊行事・個人の参拝支援

諸団体が墓地見学、納骨堂への参拝の際には、要請により献花の準備及び参拝者の対応を行うと共に、慰霊行事が円滑に実施されるよう協力する。個人の参拝者に対しても要請に応じて案内等を行う。

(2) 墓地の学術的調査活動により得られた調査・研究成果の啓発と普及を図る事業

(公益目的事業2)

① 真田山旧陸軍墓地の学術的調査活動の推進

当墓地の調査・研究を前年度に引き続き、近現代史研究家等で構成する「NPO法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」に委託し、墓碑銘文及び納骨堂の遺骨の調査結果に基づき、埋葬・納骨将兵及び当陸軍墓地の歴史に関する研究内容の充実を図る。

② 墓地資料展示室の整備と活用

これまでの当法人所有の墓地資料や委託先から提供を受けた学術調査資料・情報、新聞記事等の展示公開資料について、歴史的遺産として価値ある墓地の啓発・普及を推進すると共に、墓地見学の依頼があった際には、資料展示室を開放し案内が出来るようにする。

③ パンフレット等の活用

パンフレット「真田山旧陸軍墓地」等の資料を活用し、墓地見学者や問合せのあった個人・団体への説明、墓地の周知・理解に努める。また、パンフレットの改定を随時行い、最新情報の発信を行う。

④ ホームページの活用

ホームページを主要手段として、一層の法人の活動内容の広報に努める。慰霊祭・万灯会の開催を掲載し、一般参加者の増加を目指す。また常に新しい情報の掲載を行うと共に、活動報告等を発信し、内容の充実を図る。

⑤ メディアの活用

学術上からも貴重な当墓地の内容を広く国民に理解頂くために、新聞社、テレビ等報道各社からの取材には、積極的に協力し、墓地の情報発信に努める。

(3) 墓地・墓標、その他施設の維持及び修復に関する事業

(公益目的事業3)

① 劣化の進んだ墓碑の修復・保存

修復・保存方法が確立した、比較的傷みの軽微な墓碑の強化処理を近畿財務局と連携を取り、本年度20～40基程度行う。損傷度合いの進んでいる墓碑については、引き続き修復・保存方法の研究を京都造形芸術大学歴史遺産学科の教授に委託し、研究者との連携により修復の施工及び補修技術の研究に努める。

② 自費で墓碑の建替えを希望する遺族からの要請については、建替え基準(原状を変更しない条件)を提示し、大阪市長宛に届出申請に関する支援を行い、終戦当時からの墓地景観の維持に努める。

③ 大阪市が実施される、植栽の剪定、草刈りの他、諸団体、ボランティアの協力を得て、墓地の

除草・清掃等、環境維持活動を推進する。また、奉仕者に対する休憩場所の提供、季節により飲料水の提供を行う。

- ④ 各種協力団体に、慰霊祭・万灯会の事前清掃や日常の除草・清掃環境維持に対する協力要請・調整を行う。
- ⑤ 遺族・ボランティア団体などが使用する清掃用具の整備や施設の保全に努める。

(4) 法人の運営・管理

- ① 法令に基づく、法人の運営・管理に万全を期す。
- ② 維持会員の入会促進
財政基盤の安定化を図るため、広報活動を積極的に実施し、維持会員の入会勧誘の促進に努める。
- ③ 寄附金募集の推進
当法人に対する寄附金については、パンフレットやホームページ等を活用し、広報活動に努め寄付金の勧募を推進し、財政基盤の強化・安定化に努める。
- ④ 墓地管理の強化
主たる事務所での事務機能の充実を図り、墓地の案内、墓碑はじめ施設の保全に努める。
- ⑤ 理事会・評議員会の開催
 - ・理事会は通常3ヵ月に1回開催する。
令和3年6月・10月・12月、令和4年2月に開催する。
 - ・定時評議員会を令和3年6月に開催する。
 - ・その他、必要の都度、理事会及び評議員会を臨時に開催する。

以上